

別表（第2条関係）

補助事業名	新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業(重点医療機関等設備整備)											
補助事業の目的	重点医療機関及び協力医療機関において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備する。											
補助事業の対象となる者	県が指定した重点医療機関及び協力医療機関等											
補助事業の対象となる経費	<p>県が指定した重点医療機関及び協力医療機関が高度医療向け設備を購入するために必要な次の（ア）～（キ）に係る経費（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱による）</p> <p>（ア）超音波画像診断装置  （イ）血液浄化装置  （ウ）気管支鏡  （エ）CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）  （オ）生体情報モニタ  （カ）分娩監視装置  （キ）新生児モニタ</p>											
補助率	10/10											
補助金の額	<p>補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（1）下表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>（2）（1）により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <table border="1" data-bbox="475 1256 1361 1841"> <thead> <tr> <th>1 区分</th> <th>2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">重点医療機関及び協力医療機関</td> <td>1 超音波画像診断装置 1台あたり 11,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 血液浄化装置 1台あたり 6,600,000 円</td> </tr> <tr> <td>3 気管支鏡 1台あたり 5,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 1台あたり 66,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 生体情報モニタ 1台あたり 1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td>6 分娩監視装置 1台あたり 2,200,000 円</td> </tr> <tr> <td>7 新生児モニタ 1台あたり 1,100,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、予算の範囲内で知事が認めた額</p>		1 区分	2 基準額	重点医療機関及び協力医療機関	1 超音波画像診断装置 1台あたり 11,000,000 円	2 血液浄化装置 1台あたり 6,600,000 円	3 気管支鏡 1台あたり 5,500,000 円	4 CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 1台あたり 66,000,000 円	5 生体情報モニタ 1台あたり 1,100,000 円	6 分娩監視装置 1台あたり 2,200,000 円	7 新生児モニタ 1台あたり 1,100,000 円
1 区分	2 基準額											
重点医療機関及び協力医療機関	1 超音波画像診断装置 1台あたり 11,000,000 円											
	2 血液浄化装置 1台あたり 6,600,000 円											
	3 気管支鏡 1台あたり 5,500,000 円											
	4 CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 1台あたり 66,000,000 円											
	5 生体情報モニタ 1台あたり 1,100,000 円											
	6 分娩監視装置 1台あたり 2,200,000 円											
	7 新生児モニタ 1台あたり 1,100,000 円											
適用除外する条項	—											
その他の事項	令和3年4月1日以降に実施したものに限る。											

別に定める事項

関係書類	内 容
第 3 条	(添付書類) 1 所要額調書 (別紙 (1) ) 2 所要額明細書 (別紙 (2) ) 3 見積書の写し等
	(指定期日) 別に指定する日
第 7 条第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更を生じないもの
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的及び効果に影響を及ぼさないもの
	(添付書類) 第 3 条の申請書の添付書類に準じる。
	(指定期日) 別に指定する日
第 9 条第 1 項	(報告事項等) —
第 1 1 条	(添付書類) 1 精算書 (別紙 (3) ) 2 実績額明細書 (別紙 (4) ) 3 支出明細書 (別紙 (5) ) 又は領収書の写し、機器設置後の写真等
	(指定期日) 事業完了後 30 日以内又は事業完了年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 1 9 条第 1 項	(処分制限期間) 備品を購入した場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)による。